

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
2013年度第2回通常理事会議事録

日時 2014年3月7日(金) 10:00~12:10

場所 岸記念体育会館 1階 103号会議室

理事総数: 12名

出席者 理事: 浅川伸、板橋一太、上柳敏郎、岡崎助一、小幡純子、黒岩敏幸、
佐藤征夫、道垣内正人、野口美一、山本和彦

監事: 川原貴

代表理事: 道垣内正人

事務局: 小川和茂、岡村英祐、松本泰介、櫛田葉子

欠席者 理事: 佐藤直子、吉田秀博 欠席者 監事: 辻居幸一

議事録作成者: 板橋一太、櫛田葉子

2013年度第2回通常理事会は、定款第40条第1項に基づき2014年2月28日に電磁的方法をもって招集された。定款第30条第3項の規定に基づき、道垣内正人代表理事が議長席につき、定款42条第1項及び第2項の規定に従い、議決に加わることのできる理事12名中10名の出席により定足数を満たしたので本理事会は有効に成立した旨を宣し、議事に入った。

【報告事項】第1号: 2013年度事業報告(中間報告)

【議決事項】第1号: 2014年度事業計画

定款第11条第1項の規定に基づき、2013年度活動報告書(中間報告)について板橋一太執行理事及び道垣内正人代表理事より資料1の通り報告され、仲裁申立の取下げと不応諾事案の件数が多いことにつき、それへの対応等について議論された。

定款第10条第1項の規定に基づき、2014年度事業計画(案)について道垣内正人代表理事より諮られ、資料2の通り一部修正の上、全会一致で決定した。

【報告事項】第2号: 2013年度決算報告(見込み)

【議決事項】第2号: 2014年度事業予算

定款第11条第1項の規定に基づき、2013年度決算報告(見込み)について板橋一太執行理事より資料3の通り報告された。

定款第10条第1項の規定に基づき、2014年度予算(案)について資料3の通り諮られ、全会一致で決定した。

【議決事項】第3号: 評議員会の開催日程

定款第38条の規定に基づき、2013年度事業報告及び同年度決算の承認を主な議題とする定時評議員会の招集について資料4の通り諮られ、6月中に開催することとし、具体的な日時の調整を道垣内正人代表理事に委ね、定款第21条に基づき招集することを、全会一致で決定した。

**【議決事項】第4号：仲裁申立の公表及び不応諾の場合の団体名公表等に関する諸規則
改正案**

定款第38条第1項に基づき、仲裁申立の公表及び不応諾の場合の団体名公表等に関する諸規則改正について業務執行理事の板橋一太執行理事、上柳敏郎執行理事及び道垣内正人代表理事より説明及び議論をした後、資料5の通り一部修正の上、全会一致で決定した。

【議決事項】第5号：金融機関からの短期借り入れに必要な基本財産の担保提供

定款第8条第2項の規定に基づき、基本財産を銀行融資の担保に提供することにつき、業務執行理事の板橋一太執行理事から資料6の通り評議員会の決議を得るべく評議員会に提案することを、全会一致で決定した。

【議事事項】第6号：その他

特になし

**【報告事項】第3号：2014年度文部科学省委託事業への応募及びtoto助成事業への
申請**

**【報告事項】第4号：2014年度公益財団法人ミズノスポーツ振興財団助成事業への
申請**

2014年度文部科学省委託事業への応募、toto助成事業への申請及び公益財団法人ミズノスポーツ振興財団助成事業への申請について、業務執行理事の板橋一太執行理事より2014年度事業計画及び予算とあわせて説明された。

【報告事項】第5号：機構改革委員会 中間報告書

2013年6月5日の2013年度第1回臨時理事会決定に基づき、設置された機構改革委員会の中間報告について業務執行理事の山本和彦執行理事より資料7の通り報告された。

【報告事項】第6号：スポーツ仲裁自動応諾条項採択状況について

2013年度文部科学省委託事業の一環として、競技団体及び都道府県体育協会への説明を統括競技団体等の協力により活発に行った結果、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択数が増加したことについて業務執行理事の板橋一太執行理事及び岡崎助一執行理事より資料8の通り報告された。

【報告事項】第7号：その他

(1)世界ドーピング防止規程の改正に伴い、2014年度に研究会による規則の改正及び検討等を行うことを予定していることが、業務執行理事の板橋一太執行理事及び浅川伸理事より報告された。

(2) 2014年度より取扱銀行を三井住友銀行渋谷支店からみずほ銀行本店へ変更することが業務執行理事の板橋一太執行理事より報告された。

(3) その他の2013年度の活動について、代表理事及び全業務執行理事より報告された。

以上、この議事録が正確であることを証するため、定款第45条の規定により、道垣内正人代表理事及び出席した川原貴監事は、次のとおり記名押印する。

以上

資料

- 1 2013年度活動報告書（中間報告）
- 2 2014年度事業計画
- 3 2013年度決算（見込み）及び2014年度予算
- 4 評議員会の開催日程
- 5 仲裁申立の公表及び不応諾の場合の団体名公表等に関する諸規則改正
- 6 金融機関からの短期資金借り入れに必要な基本財産の担保提供
- 7 機構改革委員会 中間報告書
- 8 スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況

上記の通り相違ありません。

2014年3月28日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長： 道垣内正人 /s/

監事： 川原貴 /s/